

ごみ処理基本計画

1 数値目標

指 標	単 位	実績 (H25)	現目標値 (H28)	新目標値 (H28)	【参考】 現目標値と 新目標値との差
① ごみの総排出量	t / 年	133,640	129,140	128,114	△1,026
② 市民一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	g / 人・日	569	548	547	△1
③ 事業系ごみ排出量	t / 年	41,258	39,200	39,911	711
④ リサイクル率	%	28.4	29.9	29.3	△0.6 ^ポ ｲﾄ

家庭系ごみ

現計画である前年度対比2%削減に達成していないことから、残期間（H26～28）の前年度であるH25実績値を基準に
対前年度比2%削減を目標とする

事業系ごみ

現計画である前年度対比1%削減に達成していないことから、残期間（H26～28）の前年度であるH25実績値を基準に
対前年度比1%削減を目標とする

リサイクル率

現計画である前年度対比0.3^ポ ｲﾄ改善に達成していないことから、残期間（H26～28）の前年度であるH25実績値を基準に
対前年度比0.3^ポ ｲﾄ改善を目標とする

<総排出量>

平成28年度の排出量を
128,114トン以下にする

※ 家庭系ごみ（1人1日当たり
×365日×推計人口） 73,996 t
+ 事業系ごみ 39,911 t
+ 集団回収 14,207 t

合計 128,114 t

2 成果目標

指 標	単 位	実績 (H25)	現目標値 (H28)	新目標値 (H28)	【参考】 現目標値と 新目標値との差
① 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	%	42.2	50.0	40.1	△9.9ポイント
② 家庭系可燃ごみの中の資源物の混入率	%	15.6	17.4	14.8	△2.6ポイント
③ ながのエコ・サークル認定件数	件	256	262	271	9

家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合

現状（H23～26年 4カ年平均）より5%削減
現計画（6カ年で15%削減）の残期間（H27～28）に相当する削減率

家庭系可燃ごみの中の資源物混入率

現状（H23～26年 4カ年平均）より5%削減
現計画（6カ年で15%削減）の残期間（H27～28）に相当する削減率

ながのエコ・サークル認定件数

現状（H25）より、毎年5件増加
現計画と同様

3 ごみ処理体制の変更

■ 最終処分場

◆現状

- ・天狗沢最終処分場への埋立終了（H25.3月）に伴い、民間処分場へ全量搬出

変更

最終処分種別	最終処分主体	処分施設
焼却灰・飛灰処理物	委託	民間最終処分場
	北信保健衛生施設組合	大俣最終処分場
不燃残渣	委託	民間最終処分場
家庭灰		

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
3.2.1	安全で安定的な処理の継続実施	長野広域連合によるごみ処理施設が整備・稼働されるまでの間、長野市清掃センター焼却施設について、中期保全計画に基づく適切な設備改修工事等の実施により、引き続き安全で安定的な処理を実施します。焼却灰等については、外部搬出により、 適正かつ安定的に埋立処分を実施するほか、再資源化を促進 していきます。

4 達成した施策

施策No. 3.4.1 災害ごみ処理実施計画の策定

◆達成状況

- ・平成25年3月に「長野市災害廃棄物処理計画」を策定

見直し

基本施策4 災害廃棄物対策

大規模災害等に対応した「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、早急な復旧に向けて迅速かつ適正な処理を行います。

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
3.4.1	災害廃棄物処理体制の確立	<p>「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、関係機関と協議を進めながら、仮置き場の確保等、災害時に備えた体制整備を図ります。</p> <p>また、平成26年3月に国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、必要な見直しを行います。</p>

5 施策内容の見直し①

施策No. 1.2.2 生ごみの発生抑制と減量化の推進

◆現状

- ・第5段階「生ごみの自家処理の実践」に力を入れており、第1～4段階の取組が不十分である。

見直し

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文										
1.2.2	生ごみの発生抑制と減量化の推進	<p>生ごみの減量化に向けて、ゴミ通信等を活用した啓発活動を実施するとともに、生ごみ自体を発生させない意識の高揚を図るため、食に係る「食育」、「地産地消」等推進団体との連携を強化します。</p> <p>また、ライフスタイルや地域特性に応じた自家処理を推進するため、生ごみ処理機器購入費補助金、生ごみ自家処理実践講座、生ごみ減量アドバイザー派遣制度等の多様な施策を継続実施するほか、一次生成物や生ごみ堆肥の有効活用に向けて利活用方法について検討していきます。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>食料品を買い過ぎない。</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>食材は使い切る。</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>食べきれ的分だけ作る。（食べ残しをなくす）</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>水切りの徹底</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>生ごみの自家処理の実践</td> </tr> </tbody> </table>	第1段階	食料品を買い過ぎない。	第2段階	食材は使い切る。	第3段階	食べきれ的分だけ作る。（食べ残しをなくす）	第4段階	水切りの徹底	第5段階	生ごみの自家処理の実践
第1段階	食料品を買い過ぎない。											
第2段階	食材は使い切る。											
第3段階	食べきれ的分だけ作る。（食べ残しをなくす）											
第4段階	水切りの徹底											
第5段階	生ごみの自家処理の実践											

5 施策内容の見直し②

施策No. 1.3.4 過剰包装削減の推進

◆現状

- ・レジ袋削減対策として、レジ袋有料化の働きかけに力を入れていく。
- ・ながの環境パートナーシップ会議 食品トレイ削減プロジェクトチームにおいて、事業所での食品トレイ使用削減や店頭回収への取組を支援し、食品トレイを使用しない食品目について、数値目標100品目をほぼ達成した（98品目実施）。また、事業所独自の取組が広がりを見せていることから、平成25年8月にプロジェクトチームの活動が終了している。

見直し

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
1.3.4	過剰包装削減の推進	事業所によるリユース梱包や簡易包装など、製造・流通・販売段階での過剰包装削減の取組を支援します。また、事業所、県及び関係団体等と連携し、家庭ごみの減量にもつながるレジ袋有料化の拡大を推進します。

5 施策内容の見直し③

施策No. 3.1.4 環境にやさしい収集車両の導入促進

◆現状

- ・国庫補助等を踏まえ委託業者と検討を行っているが、低公害（ハイブリット・天然ガス）型の収集車両の価格が高価であることから、導入に至っていない。

見直し

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
3.1.4	環境にやさしい収集車両の導入及びエコドライブの推進	収集運搬段階における環境負荷の低減を図るため、委託業者の協力を得ながら、低公害型の収集車両の導入を促進するとともに、バイオマス燃料の導入、エコドライブ（省燃費運転）の実践等を促進します。

6 新たに進める必要がある施策①

施策No. 1.3.6 多量排出事業所以外の事業所が排出する事業ごみ削減の推進

◆現状及び課題

- ・ 事業系ごみ排出量が、増加傾向にある。
- ・ ごみ量の把握を始め、収集運搬事業者任せの事業所が多い。
- ・ 多量排出事業所以外の事業所のごみの排出実態を把握していない。
- ・ 多量排出事業所以外の事業所に対する直接的な啓発を行っていない。

新規施策

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
1.3.6	多量排出事業所以外の事業所が排出する事業ごみ削減の推進	事業ごみの排出実態調査と調査結果に基づく具体的な啓発を実施し、事業所のごみ減量化への取組を促進します。

6 新たに進める必要がある施策②

施策No. 1.3.7 食べ切り運動等の推進

◆現状及び課題

- ・ 事業所が排出する一般廃棄物について、可燃ごみの割合が多い。
(事業ごみ搬入量の95.8%が可燃ごみである (H25実績))
- ・ 事業系可燃ごみに含まれる生ごみに対する発生抑制と減量化が必要である。
- ・ 食べ残しなどの事業系生ごみ減量に向け、県及び飲食店等の協力を得る必要がある。

新規施策

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
1.3.7	食べ切り運動等の推進	「もったいない精神」に基づき、市民・事業所・県・市が一体となって、飲食店等での「食べ切り運動」や「食べ残し防止運動」を推進します。

6 新たに進める必要がある施策③

施策No. 1.3.8 イベントごみの発生抑制の推進

◆現状及び課題

- ・市主催以外のイベントから排出されるごみの実態を把握していない。
- ・イベントにおける主催者や会場提供者へのごみの分別の徹底、発生抑制等の啓発に取り組んでいない。

新規施策

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
1.3.8	イベントごみの発生抑制の推進	イベントごみの排出実態を把握し、イベント主催者や会場提供者等関係者の協力を得て、ごみをできるだけ出さない取組を進めます。

6 新たに進める必要がある施策④

施策No. 2.2.6 使用済小型家電回収の実施

◆現状及び課題

- ・使用済小型家電に含まれる金属などの再資源化を進めるため、平成25年4月、小型家電リサイクル法が施行された。
- ・現段階では、不燃ごみとして回収され、破碎・選別処理後、鉄・アルミは売却、不燃残渣は埋め立て処分されており、希少金属等の再資源化は行われていない。
- ・使用済小型家電の再資源化を促進し、不燃ごみの削減を図るため、小型家電リサイクル法に基づく回収を実施する必要がある。
- ・回収実施にあたり、効率的な方法を検討する必要がある。

新規施策

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
2.2.6	使用済小型家電回収の実施	使用済小型家電の再資源化を促進し、不燃ごみの削減と資源の有効活用を図るため、効率的な回収方法を検討し、実施します。

6 新たに進める必要がある施策⑤

施策No. 3.2.4 広域ごみ焼却施設建設に伴う清掃センターの整備

◆現状及び課題

- ・長野広域連合による広域ごみ焼却施設の建設（平成30年度稼動予定）に伴い、清掃センター内の資源化施設・プラスチック製容器包装圧縮梱包施設改修（電気設備・可燃物搬送設備ほか）、焼却施設・計量棟解体及び資源物等ストックヤード移設など、既存処理施設の改修や整備が必要である。

新規施策

施策No.	新具体的施策	新基本計画本文
3.2.4	広域ごみ焼却施設建設に伴う 清掃センターの整備	広域ごみ焼却施設建設に合わせ資源化施設等を改修するとともに、新焼却施設稼動後に現焼却施設等を解体し、跡地の一部に資源物等ストックヤードを移設・整備します。